

平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第3号）について別添のとおり公表する。

平成22年2月10日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 佐原 光 一

## 承認第 1 号

### 専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 21 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 22 年 2 月 10 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 佐 原 光 一

### 提案理由

高額療養費特別支給金の支給のために平成 21 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を専決処分したため、承認を求めるものである。

専決第6号

専 決 処 分 書

平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成21年11月18日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 佐 原 光 一

専決第6号

平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第3号）

平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を歳入歳出それぞれ523,014,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月18日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 佐原光一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		147,658,552	3,300	147,661,852
	2 国庫補助金	30,419,663	3,300	30,422,963
歳入合計		523,011,194	3,300	523,014,494

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		4,251,094	3,300	4,254,394
	1 償還金及び還付加算金等	4,251,093	3,300	4,254,393
歳出合計		523,011,194	3,300	523,014,494

平成 21 年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	147,658,552	3,300	147,661,852
歳入合計	523,011,194	3,300	523,014,494

歳出

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	4,251,094	3,300	4,254,394
歳出合計	523,011,194	3,300	523,014,494

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国庫支出金	地方債	その他	
3,300			
3,300			

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	30,150,241	3,300	30,153,541
計	30,419,663	3,300	30,422,963

節		説明	
区分	金額		
1 調整交付金	3,300	調整交付金	3,300

3 歳 出

(款) 6 諸支出金  
(項) 1 償還金及び還付加算金等

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源	国庫支出金	地方債その他
4 高額療養費特別支給金	9,700	3,300	13,000	3,300			
計	4,251,093	3,300	4,254,393	3,300			

節		説明	
区分	金額		
23 償還金、利子及び割引料	3,300	高額療養費特別支給金	3,300